

令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表

都道府県名：新潟県

農業委員会名：阿賀野市農業委員会

I 農業委員会の状況(令和4年4月1日現在)

※「I 農業委員会の現況」については、別紙様式1の内容を転記

1 農業委員会の現在の体制

任命・委嘱年月日 令和 4年 7 月 20 日

任期満了年月日 令和 4年 7 月 19 日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	19以内	19
認定農業者	—	14
認定農業者に準ずる者	—	3
女性	—	4
40代以下	—	4
中立委員	—	2

	定数	実数	担当区域数
農地利用最適化推進委員	19以内	15	4

2 農家・農地等の概要

	経営体数
総農家数	2,035
農業経営体数	1,731

※ 直近の「農林業センサス」又は「農業構造動態調査」に基づいて記入

	農業者数(人)
基幹的農業従事者数	2,773
女性	1,380
40代以下	298

※ 直近の「農林業センサス」又は「農業構造動態調査」に基づいて記入

	経営体数(経営体)
認定農業者	503
基本構想水準到達者	111
認定新規就農者	7
農業参入法人	31
集落営農経営	2
特定農業団体	0
集落営農組織	2

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畑	畑			計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	6,434	346	314	18	14	6,780

※ 直近の「耕地及び作付面積統計」に基づいて記入

II 最適化活動の実施状況

【農業委員会の実績及び点検・評価結果】

※ 「現状及び課題」及び「目標」については、別紙様式1の内容を転記

1 最適化活動の成果目標

(1) 農地の集積

① 現状及び課題

現状	管内の農地面積(A)		これまでの集積面積(B)		集積率(B)/(A)	
	6,780	ha	4,279	ha	63.1	%
課題	<p>離農や規模縮小等のあつせん申出は増加傾向にあり、農地相場は下落傾向に、同時に米価の下落・低迷等の影響もあり、積極的な買受農家は減少しています。このような状況のなか、個人経営の限界を感じる農業者は増加傾向にあり、国・県の農業支援も個人から法人へ移行しています。地域農業の維持及び発展のためには、認定農業者等の担い手の確保と、集落営農組織や法人化などによる、効率的かつ安定的な農業経営を目指す経営体への利用集積を一層推進していく必要があります。</p>					

※1 農地面積は、直近の「耕地及び作付面積統計」における耕地面積を記入

※2 「農地の集積」は、経営局長通知の別表1に掲げる者への農地の集積をいう

※3 「集積面積」は、局長通知別表1に掲げる者へ集積された農地の面積をいう(以下同じ。)

② 目標

農地の集積の目標年度	8	年度	集積率	80	%
今年度の新規集積面積	229	ha	農地面積(C)	6,780	ha
今年度末の集積面積(累計)(D)	4,508	ha	(目標)今年度末の集積率 (E)=(D)/(C)	66.5	%

※ 農地の集積の目標年度及び農地集積率には、設定した目標の根拠とした目標の目標年度及び当該目標年度における農地集積率を記入

③ 実績

今年度の新規集積面積	118	ha	農地面積(F)	6,780	ha
今年度末の集積面積(累計)(G)	4,397	ha	今年度末の集積率 (H)=(G)/(F)	64.9	%
目標に対する達成状況(H)/(E)	97.5	%			

農業委員会の 点検結果	<p>年間を通して、関係機関と連携し、農地中間管理事業に係る出し手・受け手の希望者や経営所得安定対策における認定農業者の優位性、農地集積や農業経営基盤強化促進法等による利用権設定等事業の円滑な実施のため、電話や窓口での相談・指導をきめ細かく行うことで、制度の周知を行い、新規集積面積が118haとなりました。また、事情により離農や経営規模の縮小を希望する農家からのあつせん申出を受けて、地域担当農業委員並びに農地利用最適化推進委員が調整役を務めながら、担い手農家等に対して、農地集積・集約化を図るためのあつせん活動を展開しました。</p>
----------------	---

※1 今年度の新規集積面積は、当該年中の集積面積(フロー)を記入

※2 今年度末の集積面積(累計)は、年度末時点の集積面積(ストック)を記入

(2) 遊休農地の発生防止・解消

① 現状及び課題

現状	直近の利用状況調査により判明した遊休農地の状況		
	1号遊休農地面積		うち黄区分の遊休農地面積 ha
	2.6	ha	
	2.6	ha	2.6
	<p>高齢化や担い手不足等により、不耕作地が増加傾向にあり、農地の遊休化による病害虫の発生や周辺農地への悪影響が懸念されます。このため農地の利用状況調査、遊休農地の所有者等への利用意向調査を実施し、その対処として、関係機関と連携し、耕作放棄地再生利用緊急対策事業や農地中間管理事業、経営所得安定対策などを活用しながら、農業生産意欲の維持継続や遊休農地の減少を図る必要があります。</p>		

② 目標

ア 既存遊休農地の解消

a 緑区分の遊休農地の解消

令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積	2.6	ha
緑区分の遊休農地の解消目標面積(C)	0.52	ha

※ 緑区分の遊休農地の解消目標は、令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積の5分の1の面積を記入

b 黄区分の遊休農地の解消

令和3年度の利用状況調査における黄区分の遊休農地	ha
--------------------------	----

黄区分の遊休農地の解消のための工程表の策定方針	
-------------------------	--

イ 新規発生遊休農地の解消

前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消目標面積	1.58	ha
---------------------------	------	----

③実績

ア 既存遊休農地の解消

a 緑区分の遊休農地の解消

今年度の緑区分の遊休農地の解消実績面積(D)	0.79	ha
今年度の目標に対する達成状況(D)/(C)	152.0	%

b 黄区分の遊休農地の解消

黄区分の遊休農地の解消に向けた工程表の策定状況	
-------------------------	--

イ 新規発生遊休農地の解消

前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消実績面積	0.67	ha
---------------------------	------	----

④その他

農地の利用状況調査	調査実施時期		調査結果取りまとめ時期	
	R4. 8/22 ・ 8/23		R4. 9/30	
	1号遊休農地の面積	3.3 ha	うち緑区分の遊休農地	3.3 ha
			うち黄区分の遊休農地	ha
農地の利用意向調査	調査実施時期		調査結果取りまとめ時期	
	R4. 10月		R4. 12月	

農業委員会の点検結果	調査・点検により、令和4年度から新規発生が8筆、0.76haとなった。新規発生については意向調査で、所有者に対し、解消に向けた指導を行った。
------------	--

(3)新規参入の促進

①現状及び課題

現状	R3年度新規参入者	R2年度新規参入者	R元年度新規参入者
	R3年度新規参入者が取得した農地面積 経営体	R2年度新規参入者が取得した農地面積 経営体	R元年度新規参入者が取得した農地面積 経営体
	20.6 ha	9.4 ha	16.7 ha
課題	新規参入を希望する就農候補者は、農業に関する知識や経験が少なく(若しくは無い)、また、最初は本市に農業経験のある知人はいないに等しい。新規参入のためには、農地の確保から農業指導等、克服しなければならない課題が多岐にわたるため、関係機関の連携と継続した支援体制を整備する必要があります。		

※ 現状欄は、直近3年度の新規参入した経営体数と当該経営体に集積した農地面積を記入

②目標

権利移動面積	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平均
	22 ha	2.5 ha	28.4 ha	17.5 ha
新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積(A)	1.8 ha			

※1 過去3年間の権利移動面積は、農地法(昭和27年法律第229号)第3条第1項に基づく許可及び農業経営基盤強化促進法第19条に基づき公告された農用地利用集積計画による権利移動面積(有償所有権移転(所有権に基づいて耕作の事業に供していたものに限る。)及び賃借権の設定並びに利用権の設定に限る。)を記入

※2 目標面積は、過去3年度の権利移動面積の平均の1割以上を記入

③実績

新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表した農地の面積(B)	0.6 ha	
公表URL	https://www.city.agano.niigata.jp/soshiki/nogyoiinkaijimmukyoku/nogyoiinkai/gijiroku/index.html	(その他の公表方法)
目標に対する達成状況(B)/(A)	0.0 %	
60歳を超え会社を辞めて、農業経験は無いが、兄の高齢化もあり、新規農地を借りて、農業経営するもの。	参入経営体数	1 経営体
	取得農地面積	0.6 ha

農業委員会の点検結果	新規参入への貸付等の面積は、達成できませんでしたが、関係機関と連携し、新規参入者(個人・法人)確保に取り組み、新規1法人が参入を進め、あっせん等の調整をしている。次年度に増える見込みである。
------------	---

※ 参入経営体数は、農地を取得して新たに農業に参入した経営体数を記入

2 最適化活動の活動目標

(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標

1人当たりの活動日数	8 日/月	最適化活動を行う農業委員の人数	7月19日まで 19人 7月20日から 15人
		農地利用最適化推進委員の人数	7月19日まで 15人 7月20日から 11人

(2) 活動強化月間の設定

①目標

活動強化月間の設定回数	3 回
-------------	-----

取組時期	取組項目	強化月間の内容
8月	遊休農地の解消	農地パトロール(利用状況調査)及び利用意向調査を実施します。
10月	農地の集積	広報紙、ホームページ、窓口などで出し手と受け手農家への情報提供に努めます。
2月	農地の集積	広報紙、ホームページ、窓口などで出し手と受け手農家への情報提供に努めます。

※1 取組項目欄は、①農地の集積、②遊休農地の発生防止・解消、③新規参入の促進のいずれかを記入

※2 強化月間の内容欄は、活動強化月間の具体的な取組の内容を記入

②実績

活動強化月間の設定回数	3 回
-------------	-----

取組時期	取組項目	強化月間の結果
8月	遊休農地の解消	8月22日、23日に農地パトロールを実施し、遊休農地の解消に向け取り組んだ。
10月	農地の集積	事情による離農や規模縮小する農家から申し出を受けて、地区担当農業委員と農地利用最適化推進委員が調整役を務め、担い手農家に農地集積・集約化を図るためのあっせん活動を展開しました。
2月	農地の集積	事情による離農や規模縮小する農家から申し出を受けて、地区担当農業委員と農地利用最適化推進委員が調整役を務め、担い手農家に農地集積・集約化を図るためのあっせん活動を展開しました。

※ 強化月間の結果欄は、強化月間中に行った具体的な取組の内容とその結果生じた効果等の内容を記入

(3)新規参入相談会への参加

①目標

新規参入相談会への参加回数	随時 回
---------------	------

開催時期		相談会名	
参加者数		開催場所	
相談会の内容	随時		
開催時期		相談会名	
参加者数		開催場所	
相談会の内容			

※1 新規参入相談会への参加回数欄は、推進委員等が1名以上参加する相談会の数を記入
(参加者数によらず、1名以上が参加する新規参入相談会ごとに1回とする)

※2 複数の新規参入相談会に参加する場合は、適宜、開催時期以下の欄を追加する

②実績

新規参入相談会への参加回数	1 回
---------------	-----

開催時期	令和5年2月21日	相談会名	農林業新規就農・就業チャレンジフェ
参加者数	2人	開催場所	新潟東映ホテル
相談会の内容	農林業の法人等が新たに人材を求める目的で、開催。次年度当管内の法人等で、希望法人に参加を願う。 参加農業法人28件、就農希望者約50人参加であった。		
開催時期		相談会名	
参加者数		開催場所	
相談会の内容			

※1 新規参入相談会への参加回数欄は、推進委員等が1名以上参加した相談会の数を記入
(参加者数によらず、1名以上が参加した新規参入相談会ごとに1回とする)

※2 複数の新規参入相談会に参加した場合は、適宜、開催時期以下の欄を追加する(評価点欄は追加しない)

目標の達成状況の評語

目標に対し期待を上回る結果が得られた

※ 別表に基づいて成果目標及び活動目標の各目標の達成状況に対する評語を記入

【推進委員等の点検・評価結果】

評語	推進委員等の人数
目標に対し期待を大幅に上回る結果が得られた	
目標に対し期待を上回る結果が得られた	41
目標に対して期待どおりの結果が得られた	
目標に対して期待を(やや)下回る結果となった	

※ 別表に基づいて成果目標及び活動目標の各目標の達成状況に対する評語ごとの該当する推進委員等の人数を記入

Ⅲ 事務の実施状況

都道府県名：新潟県
 農業委員会名：阿賀野市農業委員会

1 総会、部会の開催実績

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考(定例開催以外の理由)
総会	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	改選のため

※ 総会又は部会の月ごとの開催回数を記入

2 農地法第3条に基づく許可事務

1年間の処理件数		50 件	うち許可	50 件		
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から	25 日	処理期間(平均)	25 日
	総会開催日の公表	公表している	していない	申請書締切日の公表	公表している	していない

3 農地転用に関する事務(意見を付して知事への送付)

権限移譲の状況 (当てはまるものに○)		・農地法第4条第1項の規定に基づく指定市町村に指定				
	○	・地方自治法第252条の17の2第1項に基づき市町村長へ事務委任				
	○	・地方自治法第180条の2に基づき市町村長から農業委員会へ事務委任				
1年間の処理件数		57 件	うち許可相当	57 件	うち不許可相当	0 件
処理期間		標準処理期間	申請書受理から	25 日	処理期間(平均)	25 日

4 違反転用への対応

現 状	管内の農地面積	年度末時点の違反転用面積
		6,780 ha
違反転用解消のために実施した活動内容	農地パトロールを8月に実施したほか、農業委員・農地利用最適化推進委員による日常的な現地確認や関係機関からの情報提供により把握し対応することで、抑止効果得られた。また違反転用の解消に向け、違反転用(農地パトロール実施中)チラシをホームページに掲載し、注意喚起を行った。	
実 績	違反転用解消面積 1 ha	

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 違反転用面積は、管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定に違反して転用されている農地の面積を記入

※3 活動内容は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何日何を行ったのか等について具体的に記入